

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体に対する監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成31年2月25日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

# 財政援助団体監査結果

## 1 監査の種類

財政援助団体監査

## 2 監査の対象

平成29年度中に財政援助を受けた団体等

## 3 監査を実施した委員 小澤政光・今村裕・鈴木昌一

〔 今村裕 平成30年11月30日付退任  
鈴木昌一 平成30年12月26日付就任 〕

## 4 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

### (1) 所管課所

補助金等の決定は法令等に適合しているか。

補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

補助金等に関する条件の内容は明確か。

補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。

補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合・廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

### (2) 団体関係

事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

会計処理上の責任体制は確立されているか。

精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

## 5 監査の方法

- (1) 南相馬市補助金等の交付等に関する規則及び関係補助金交付要綱に基づく関係書類を閲覧し、補助金交付申請、交付決定、実績報告及び補助金確定通知等の事務手続きが適正に行われているかどうかなどについて全補助金等の書類審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。
- (2) 補助等を受けた団体の中から1件を抽出して、補助金に係る出納その他の事務の執行について関係帳簿の提出を求めるとともに、補助金が補助目的及び事業計画に基づき適正に執行されているかどうか、会計経理の内容が適正であるかどうかなどについて、関係職員、団体責任者等からの説明聴取を行うなどの方法により監査を行った。

6 監査の期間 平成30年10月25日～平成31年2月22日

## 7 監査の結果

監査した結果は次のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、口頭で指示した。

# 第1．監査結果の概要

平成29年度において、市が補助金、交付金及び利子補給金等の名称で財政援助を行った内容は、総件数で1,498件、総額で3,398,377,743円であった。

このうち、1件当たりの交付額が10万円未満のものは220件(総件数に占める割合14.7%)、10万円～50万円未満のものは830件(同55.4%)、50万円～100万円未満のものは133件(同8.9%)、100万円～500万円未満のものは217件(同14.5%)、500万円～1,000万円未満のものは53件(同3.5%)、1,000万円以上のものは45件(同3.0%)であった。

# 第2．書類審査の結果

市は、公益上必要がある場合、補助金等の規則や要綱等の定めるところにより、補助額の範囲内で各種団体及び個人に対し補助金等を交付している。

補助金は、市の貴重な財源から支出されているものであり、効果的、効率的そして適正なものとして運用され、その公平性や透明性が確保されるものでなければならない。

しかし、今回全体を通じた書類審査の結果、一部に改善を要する事項が認められたので、今後の事務処理に万全を期するよう要望する。

まず、実績報告書の収支計算書記入について、補助対象経費と補助対象外経費の区別がされていないものが見られた。補助金の審査に当たっては、補助申請前の支出など、対象経費・対象

外経費を明確に区分けし、補助金の使途に疑惑を持たれないようにしなければならない。また、車の燃料代、宿泊費等の旅費についても、所管課により取扱いが異なっていることから、上限を設けるなど、一定のルール作りが必要であると思われる。

なお、所管課は、財政援助団体に対し、指導監督を適正に行うとともに、事業完了後に提出される実績報告書等について、慎重かつ十分な審査を行い、事業が計画及び交付条件に従って実施され、本来の目的に沿った効果が上げられているか常に検証されたい。

#### **実績報告書の添付書類が不足しているもの**

南相馬市地域の絆づくり支援事業補助金交付要綱第9条において、実績報告書の添付書類として成果品若しくはその写し又は事業実施時の写真添付を定めているが、行政区からの提出を受けていなかったもの。

##### **地域の絆づくり支援事業補助金**

[ 事業実施行政区 ] 5件

< 総務課 >

事業実施時の写真の添付がなく、事業完了確認が適正に実施されなかった。

#### **事業費の変更があったが変更手続きをとっていなかったもの**

南相馬市補助金等の交付等に関する規則第6条及び南相馬市補助金交付要綱第4条において、事業費又は事業量の10分の2以上の変更が生じた場合は、事業変更の手続きが必要であると定めているが、変更の手続きをとっていなかったもの。

##### **小高商工会運営費補助金**

[ 小高商工会 ]

< 小高区産業建設課 >

事業費の変更があり、10分の2以上の変更が生じていたが、変更手続きをとっていなかった。

#### **専決処理を適正に行うべきもの**

補助金交付決定に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

##### **農林水産業振興事業補助金（管理耕作）**

[ 飯崎生産組合 ]

< 農政課 >

交付決定金額が2,647,280円であり、部長専決事項であり、所管部局の部長専決事項であるが、財政担当部長専決処理となっていた。

補助金確定通知に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。

##### **集会施設整備事業費補助金**

[大谷行政区・深野行政区]

<総務課>

確定補助金額がそれぞれ 50 万円以上あり部長専決事項であるが、副市長専決処理となっていた。

集会施設整備事業費補助金（備品整備）

[深野行政区]

<総務課>

確定補助金額が 498,000 円であり課長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

魅力ある職場環境づくり事業補助金

[株式会社栄製作所]

<商工労政課>

確定補助金額が 527,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

基盤技術産業高度化支援事業補助金

[株式会社タカワ精密]

<商工労政課>

確定補助金額が 464,000 円であり課長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

**補助金事業計画変更に係る専決処理について、南相馬市財務規則第3条第1項の規定のとおり行われていないもの。**

まちづくり委員会交付金

[真野地区まちづくり委員会]

<総務課>

変更後の補助金額が 285,735 円であり課長専決事項であるが、部長専決処理となっていた。

農林水産業振興事業補助金

[南相馬市地域農業再生協議会]

<農政課>

変更後の補助金額が 12,631,000 円であり部長専決事項であるが、課長専決処理となっていた。

**補助金交付決定時、事業計画変更時、確定時に係る専決処理について、南相馬市財務規則第4条に係る運用基準のとおり行われていないもの。**

子育て応援基金助成金

[小高を応援する会 3 B + 1]

<子育て支援課（旧：男女共同こども課）>

交付決定時に、交付決定金額が 480,000 円であり課長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が不要であるが、されていた。

農林水産業振興事業補助金

[南相馬市地域農業再生協議会]

<農政課>

事業計画変更後の補助金額が 12,631,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

魅力ある職場環境づくり事業補助金

[株式会社栄製作所]

<商工労政課>

確定時に、確定補助金額が 527,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

小高浮舟ふれあい広場運営事業補助金

[小高商工会]

<小高区産業建設課>

確定時に、確定補助金額が 1,500,000 円であり区役所長専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

小高商工会運営費補助金

[小高商工会]

<小高区産業建設課>

確定時に、確定補助金額が 5,500,000 円であり区役所長専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

県営土地改良事業償還補助金国営附帯県営土地改良事業補助金

[請戸川土地改良区]

<小高区産業建設課>

確定時に、確定補助金額が 33,745,184 円であり区役所長専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

小高観光協会運営事業補助金

[小高観光協会]

<小高区産業建設課>

確定時に、確定補助金額が 3,099,000 円であり区役所長専決事項であるが、区役所で予算措置をしているため、地域振興課長に合議が必要であるが、されていなかった。

小学校音楽・スポーツ大会等派遣事業補助金

[南相馬市小学校長会]

<学校教育課>

事業計画変更後の補助金額が 1,805,644 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

確定時に、確定補助金額が 1,805,644 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

文化財保存事業補助金（藪内の十一面観音）

[藪内組]

<文化財課>

交付決定時に、交付決定金額が 548,000 円であり部長専決事項であるため、財政課長ほか財政係への合議が必要であるが、されていなかった。

**伝票処理が適切でなかったもの**

**交付決定時において、財務規則第 48 条第 4 項の規定のとおり行われていないもの。（負担行為の整理時期が遅延していたもの）**

コミュニティ助成事業補助金 平成 30 年第 6 回例月現金出納検査で指摘済み

[大富行政区]

<総務課>

多面的機能支払交付金事業補助金

[事業実施団体] 16 件

<農林整備課>

木造住宅耐震改修支援事業補助金

[申請者]

<建築住宅課>

- 地域の絆づくり支援事業補助金  
[ 小高区吉名行政区 ] < 小高区地域振興課 >  
イベント事業補助金 (おだか夏まつり)  
[ 小高商工会 ] < 小高区産業建設課 >

**補助金確定時において、精算が遅延していたもの。**

- 地域スポーツ振興助成事業補助金 平成 29 年第 11 回例月現金出納検査で指摘済み  
[ 太田地区大運動会実行委員会 ] < スポーツ推進課 (旧: 文化スポーツ課) >  
文化振興助成事業補助金  
[ 日本報道写真連盟南相馬支部 ] < 生涯学習課 (旧: 文化スポーツ課) >  
ふるさと回帰同窓会支援補助金 平成 30 年第 5 回例月現金出納検査で指摘済み  
[ 申請者 ] < 商工労政課 >  
中学校音楽部活動外部講師招へい事業補助金  
平成 29 年第 11 回例月現金出納検査で指摘済み  
[ 南相馬市立原町第二中学校 ] < 学校教育課 >

**交付申請書を受理してから、交付決定までの事務処理に長期日数を要していたもの**

申請書收受後、交付決定まで約 1 ヶ月かかっており、速やかに事務処理を行っていなかったもの。

- まちづくり活動支援事業補助金  
[ M O A 美術館南相馬市児童作品展実行委員会 ] < 総務課 >

**精算伝票が未処理となったもの**

- むつみ荘運営管理事業補助金  
[ 南相馬市社会福祉協議会 ] < 鹿島区市民福祉課 >

### 第3．抽出団体監査の結果

#### 1．特定非営利活動法人 相馬救援隊（所管課：総務部総務課）

##### （1）助成金の名称

南相馬市ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金

##### （2）事業の概要

地域にとって必要な事業を、自治体・地域と連携し、民間だからできる創意工夫した活動を積極的にを行い、地域の日常、賑わい、安らぎを取り戻し、南相馬市の復興に寄与する事業を行うことを目的とし、鹿島・小高駅周辺の場づくり事業、地域の手仕事再生・活力応援事業、地域活性化事業等を実施した。また、団体を指定して寄附されたふるさと応援寄附金について、団体独自の返礼品送付に係る事業を実施した。

##### （3）収支決算の状況

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
市 補 助 金	223,017,000	223,017,000	0	
自 己 資 金	37,366,000	34,663,947	2,702,053	
合 計	260,383,000	257,680,947	2,702,053	

項 目	予 算 額	決 算 額	比較増減	備 考
鹿島、小高駅周辺の場づくり事業	2,984,000	2,983,498	502	
地域の手仕事再生・活力応援事業	100,000	100,000	0	
地域活性化事業（アパレル産業、ものづくり産業等）	3,000,000	3,000,000	0	
地域活性化事業（馬と触れ合い事業）	20,287,000	17,587,919	2,699,081	
地域活性化事業（当日空室確認システム）	648,000	648,000	0	
地域活性化事業（第2回浜通りを考える会）	527,000	526,300	700	
ローカルファイナンス事務局活動支援事業	81,000	80,071	929	
ふるさと応援寄附金返礼品代	138,258,000	138,258,000	0	
ふるさと応援寄附金返礼に係る管理費・委託費	94,498,000	94,497,159	841	
合 計	260,383,000	257,680,947	2,702,053	

収入支出差引残額

0 円

団体作成の事業報告書より転記

#### (4) 監査の結果

本団体の助成金に係る出納その他の事務については、下記について指摘事項とする。なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

##### **助成金の実績報告を適正に行うべきもの**

助成金の額の確定に当たっては、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(以下「補助金等の交付等に関する規則」とする。)第10条及び第11条の規定に基づき、助成事業が適切に遂行されているか、助成金が他の目的に使用されていないかについて、事業報告書、予算書、決算書、現金出納簿、領収書等の証拠書類の提出を求め、厳正な確認・審査が必要である。また、助成を受ける団体は、南相馬市補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」とする。)第16条の規定に基づき、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の証拠書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度から5年間保存しておかなければならない。

平成30年3月30日付で提出のあった事業実績報告書の係数について、帳簿、証拠書類等と照合した結果、決算額257,680,947円に対し、計上科目の誤り、二重計上等による計数誤りを確認し、平成31年1月25日現在、1,013,773円の減額が必要であることが判明した。なお、一部、領収書等の証拠書類と一致していない経費があるため、適正な支出内容となっているか精査が必要であり、現在、所管課において調査中である。

団体においては、定期的に経理状況の確認を行い、適正な事業実績報告書の作成に努めるとともに、助成金関係書類については、補助金交付要綱第16条に基づき適正に管理されたい。なお、事業報告書の作成に当たっては、南相馬市ふるさと応援寄附金協働のまちづくり事業助成金交付要綱(以下「助成金交付要綱」とする。)別表(第9条関係)の「助成対象経費」区分項目により、適正な事業報告書を作成されたい。

所管課においては、事業実績報告書に記載された数値等についての形式的な審査のみで終わることなく、内容を十分確認・審査するとともに、事業の実施状況、達成度、効果について、検証・評価を実施されたい。なお、平成29年度の助成金については、関係書類・証拠書類により、再度、厳正な確認・審査を行い、正当な助成金額を確定するとともに、調査の結果、過大に交付された助成金が生じた場合は、返還を求めよう適正に処理されたい。

##### **要綱に定める助成対象事業等に、一部の事業が不適合である**

助成事業は、その事業が「客観的に公益上必要があると認められなければならない」とされており、事業内容及びその経費は、助成金交付要綱第9条の規定に適合するものでなければならない。

しかし、ふるさと応援寄附金に係る返礼品及び経費については、本市への寄附を希望し、又は寄附をいただいた方への案内又は返礼を行う事業であり、助成金交付要綱

第9条第1項第3号「市内で行う市民を対象とした事業」という要件を満たしていないことから、当該事業は本助成の対象事業には当たらない。なお、ふるさと応援寄附金に係る経費については、返礼品の送付及び寄附サイトの管理等について支出されていたが、本来、業務委託契約に基づき費用を負担すべきであるので検討されたい。

今後は、ふるさと応援寄附金に係る返礼品及び経費については、団体と所管課において整理の上、助成事業から除外するとともに、協働のまちづくり事業助成金交付要綱に基づいた適正な取り扱いをされたい。

### **助成金の交付事務手続き等について適正に行うべきもの**

助成金の交付から助成金額の確定までの事務手続き等については、補助金等の交付等に関する規則、補助金交付要綱及び助成金交付要綱に基づき、適正に行わなければならない。

交付申請書及び事業実績報告書については、助成金交付要綱の別表（第9条関係）で規定されている助成対象経費の細目を使用せず、経費の振り分けを行うなどの不備が見られた。また、事業計画変更承認申請の際、主な経費の増減明細を明らかにせず、変更承認を行っているなど、事務手続きに不備が見られた。

団体においては、関係規則及び要綱に則り、適正な事務処理となるよう、努められたい。所管課においては、団体に対し、適正な事務処理となるよう指導・監督を行われたい。

### **確実に実現可能な事業計画の作成を行うことについて**

ふるさと応援寄附金の返礼品に係る経費を除いた計画事業費については、当初予算22,345千円に対し、事業計画変更に伴い、1回目の変更時には21,756千円の増、3回目の変更時（2回目変更時は、対象経費の変更無し）には16,474千円を減した結果、27,627千円の予算に対し、24,925千円（提出された事業実績報告書の数値より転記）の決算額となっており、計画事業費に大きな変動が見られた。

本事業については、平成28年度より助成事業として開始され、平成29年度は2年度目である。事業計画作成に当たっては、年度内に取り組むことのできる事業を積み上げ、事業計画に基づき、確実に遂行する必要がある。

団体においては、事業計画を精査し、実施可能な事業計画の作成及び遂行に向け取り組まれたい。所管課においては、団体から提出された事業計画について、厳正な確認・審査を行い、団体が事業計画通りに遂行できるよう、指導・監督をされたい。